

# 青森市特定不妊治療費助成事業の拡充について

青森市特定不妊治療費助成事業について、**令和3年1月1日以降に終了した治療**を対象に以下のとおり助成内容を拡充します。



## 対象者について

拡 充 前	拡 充 後
夫及び妻の前年の所得（1～5月の申請の場合、前々年の所得）の合計額が730万円未満の夫婦	所得による制限なし
治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦	事実婚関係にある者も対象

※治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦が対象

## 助成額について

		拡 充 前		拡 充 後	
治 療 内 容		1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額	1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A	新鮮胚移植を実施	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	30万円まで	30万円まで
B	凍結胚移植を実施				
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円まで	対象外	10万円まで	対象外
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	15万円まで (初回治療の場合、30万円まで)	30万円まで	30万円まで
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止				
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止				

## 助成回数について

拡 充 前	拡 充 後
生涯で通算6回まで ※初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、通算3回まで	1子ごと6回まで ※初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、通算3回まで

【問合せ】  
 青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ  
 〒030-0962 青森市佃2丁目 19番 13号（元気プラザ内）  
 TEL017-718-2987 FAX017-718-2951

## 〈申請に関する留意点〉

### ○申請期限について

今回の制度拡充に伴い、申請期限を以下のとおり変更しました。

令和2年12月31日以前に治療終了	令和3年1月1日以降に治療終了
治療終了後、1か月以内に申請 (※令和3年3月31日で受付は終了しています。)	治療終了日の属する年度内に申請 ※3月中に治療終了した場合は、翌年度の4月末までに申請

### ○所得制限について

令和3年1月1日以降に終了した治療について、所得による制限は無くなりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置に該当する場合は、所得金額を確認する必要があるため、以下の書類が必要となります。

【令和3年5月までに申請】

令和2年度市・県民税所得証明書 ※令和2年1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ

【令和3年6月以降に申請】

令和3年度市・県民税所得証明書 ※令和3年1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ

※所得がない場合でも所得証明書が必要です。

### ○助成回数のリセットについて

特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後（他の自治体での助成含む）、出産した場合または妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

リセット後の助成回数の上限は、リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢で以下のとおり再決定します。

回数リセット後に初めて助成を受けた治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	通算6回まで
40歳以上43歳未満	通算3回まで

※治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合は、対象外となります。

### 〈助成回数リセットの注意点〉

助成回数のリセットは、希望するかたのみ申請できます。

助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合がありますのでご注意ください。